

令和8年度 第3期 論文式憲法試験問題

受験上の注意事項

- 1 監督者の指示がある前に、この問題を開くことを禁止します。
- 2 試験開始の合図により、解答を始めてください。この試験では、六法を貸与し、その使用を許可します。
- 3 試験開始の合図の後、印刷不鮮明等に気付いた場合は、黙って手を挙げ、監督者に申し出てください。
- 4 解答は、答案用紙に黒インクのペン又はボールペンにより書いてください。
消せるボールペンや時間の経過により字が消えるボールペンは使用しないでください。また、鉛筆は不可です。
- 5 試験時間は60分です。
試験開始後20分以内及び試験終了前5分間は、答案の提出及び試験室からの退出はできません。それ以外の時間に退出（途中退出）する場合には、黙って手を挙げ、自席で答案及び問題を監督者に渡してから退出してください。
- 6 この問題は、試験終了後、持ち帰ることができます。
- 7 次のもの以外は机の上に置かないでください。
受験票、筆記具、時計（計算機能等のないものに限る。）、眼鏡。
受験票は、氏名、受験番号が記載されている面を表にして、監督者が見やすい位置に置いてください。なお、上記以外のものについては、監督者の許可を得てください。
- 8 問題検討のためのラインマーカー及び色鉛筆の使用は、問題用紙に限り認めます。
- 9 携帯電話等は、必ず電源を切って鞆等にしまってください。
- 10 試験室内では、耳栓の使用はできません。
- 11 試験時間中の発病等やむを得ない場合には、黙って手を挙げ、監督者の指示に従ってください。
- 12 試験時間中の喫煙や飲食（ガム等を含む。）は、禁止します。
- 13 試験終了の合図とともに、直ちに筆記具を置き、監督者の指示を待ってください。
- 14 不正の手段によって試験を受け、又は受けようとした者に対しては、試験を停止し、合格の決定を取り消すことがあります。

〔憲 法〕

次の〔設例〕を読んで、後記〔設問〕に答えなさい。

〔設例〕

202*年4月5日、〇〇地方裁判所判事補の職にあるAは、当時国会で審議されていたある政府提出の法律案に反対する立場の市民活動家の団体から依頼され、同団体主催の市民向け集会にパネリストとして登壇することを承諾した。同年6月1日、裁判官の肩書で同集会に参加したAは、壇上で、弁護士・大学教員・評論家・ジャーナリストとともに（司会は同団体代表の元新聞記者が務めた。）討議を行った。同団体は、同法律案の閣議決定前から結成された団体であり、新聞広告を掲載したり、全国各地で市民向け集会を開催したりするなどして、法律案を廃案に追い込むためのキャンペーンを展開していた。前記の集会における討議で、Aは、法律案の法的問題点を指摘し、法律案には改善されるべき点がいくつか含まれている旨の発言を行った。Aの行動は、職務を離れた私人としての行為ではあるが、裁判所法52条1号の「積極的に政治運動をすること」に該当するのではないかとして、問題となった。

〔設問〕

Aの行動は、裁判所法52条1号に該当すると考えるべきか。裁判所法52条1号にいう「積極的に政治運動をすること」の意味を、裁判官は、いかなる勢力からも影響を受けることがあってはならず、とりわけ政治的な勢力との間には一線を画さなければならないという見解を踏まえて説明し、同条項が憲法21条1項に反しないかどうかを検討した上で、答えなさい。

【参考】

裁判所法（抜粋）

52条（政治運動等の禁止）裁判官は、在任中、左の行為をすることができない。

- 一 国会若しくは地方公共団体の議会の議員となり、又は積極的に政治運動をすること。
- 二 最高裁判所の許可のある場合を除いて、報酬のある他の職務に従事すること。
- 三 商業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

